

巻 頭 言

遺伝資源及び特産農作物に係る種苗の増殖・配布を めぐる動向について

農林水産省 食料産業局 新事業創出課長 遠藤 順也

○ 遺伝資源の重要性、最近の動向

農産物の国際競争の激化や病害をはじめとする農業生産上の課題の変化、消費形態の多様化等の中、我が国の消費者ニーズに対応した質の高い農産物を供給していくためには、収量性や栽培適性、病害等への耐性、市場性等に優れた新品種の育成が不可欠です。このためには、育種素材として、そのままでは特段の価値がみいだされないものまで含め、多種多様な特性を有する品種（そのような生物の遺伝的機能の多様性が有する資源性に着目し、「遺伝資源」と呼ばれます）が不可欠です。

遺伝資源の重要性を示す最大のエポックは、今さら紹介するまでもないアイルランドの「ばれいしょ飢饉」でしょう。1840年代、アイルランドにおいて大発生した疫病が、栽培品種の均一化が進んでいたばれいしょの生産に壊滅的打撃を与え、ばれいしょ原産地である南米からの耐病性品種の導入までに、国民の数10%が餓死又は国外へ移民するという事態を生じています。

他方、作物の遺伝資源の多様性は、栽培品種の画一化（在来品種等の淘汰）や環境悪化、外来種の移入等を背景に、急速な消失が進んでいるとみられています。特に、近年その影響の顕在化が叫ばれている気候変動は、作物の遺伝的多様性に対する大きな追加的脅威となることが懸念されています。このようなこ

とから、近年、世界的にも、各国ジーンバンク等をはじめ、国際農業研究センター（IARCs）や FAO（Global Crop Diversity Trust 等）等も通じて、遺伝資源の収集、保存、増殖・特性評価等の取組が強化されているところです。

また、遺伝資源に関しては、そのアクセスと利益配分をめぐる国際的な仕組みの整備が急速に進んでいるところです。1993年に発効した生物多様性条約（CBD）では、天然資源に対する各国の主権的権利を認識するとともに、遺伝資源の取得にあたっては提供国の事前の同意及び利益配分等についての取り決めを要することとされました。その後、2001年には、作物の遺伝資源について、CBD との整合を確保しつつも、アクセスと利益配分に関する特別の仕組みを構築した「食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）」が、1 昨年には、CBD の枠組みの下の遺伝資源へのアクセスと利益配分に関して、より具体的な運用ルールを定めた「名古屋議定書（9 月現在、未発効）」がそれぞれ成立しています。

このような情勢に対応し、新品種の育成を一層促進していくための環境整備に向けて、我が国においても、遺伝資源の収集、保存、増殖・特性評価等の取組の強化を図っているところです。まず、海外の遺伝資源の収集を円滑化するための制度的インフラとして、

ITPGR 及び名古屋議定書への加盟検討作業を進めております。また、ポスト「名古屋議定書」においても継続している、各種国際フォーラム（CBD、FAO、WIPO 等）における遺伝資源をめぐる議論について、我が国育成者による遺伝資源収集を円滑化する観点から積極的に参画しているところです。

また、本年度より、我が国種苗産業等が行う新品種育成に不可欠である海外の遺伝資源の収集の円滑化に向け、「海外植物遺伝資源アクセス円滑化事業」がスタートしております。本事業では、海外の遺伝資源の収集、保存、増殖・特性評価等を、産官学が一体となってい、得られた遺伝資源と収集のノウハウの共有を図ることとしています。さらに、本年度には、日・アセアン EPA の枠組みの下で、遺伝資源保全等に関するアセアン専門家のキャパシティ・ビルディング事業を開始しており、このような国際協力のスキームも、当該地域の遺伝資源収集の円滑化に効果的に活用していく考えです。

○ 特産農作物の我が国農業における意義・位置付け

さて、我が国の農林水産業は、経済のグローバル化等により国際的な競争力の強化が求められています。その中で特産農作物は、地域の風土・栽培条件に合致した農作物であり、地域特産物としての地域振興や6次産業化に向けた利用につながるメリットを有することから、その役割はさらに重要なものとなっています。

この特産農作物の生産性を高めるとともに品質の向上を図るためには、優良な種苗の安定供給が不可欠であり、増殖率が低く種苗伝

染性の病虫害により安定的な種苗生産が難しい作物については、独立行政法人や都道府県等の公的機関による原原種・原種の生産及び配布体制が整備されており、貴協会もその一翼を担っているところです。

○ （独）種苗管理センターについて

特に、我が国の基幹的畑作物の一つでもあるばれいしょについては、栄養繁殖性植物で増殖率が低く、ウイルス病やジャガイモシストセンチュウ等の種苗伝染性の病害虫に侵されやすいといった特殊性を有しております。このことから、健全無病な優良種苗を安定供給するため、種苗管理センターにおいて最も厳重な管理が求められる原原種を生産・配布し、道県、農業団体等において原種及び採種の増殖を行う3段階増殖体系により、我が国の安定した食料供給の基盤を担っております。

なお、種苗管理センターにつきましては、平成24年1月に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」において、家畜改良センターと統合し成果目標達成法人として存続することとなりました。現在、農林水産本省と両法人において、平成26年4月の統合法人の発足に向けて、統合する法人の法律の内容をはじめ、業務や組織の在り方等について検討を進めているところですが、これまで種苗管理センターが実施してきたばれいしょ原原種の生産・配布等の業務につきましては、今後も引き続き実施することとしており、両法人が実施する農畜産物の生産性向上等に係る業務を一体的に遂行する体制を構築することで、業務内容の一層の向上を図りたいと考えております。